

横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本委託は、横浜市立市民病院及びその附帯施設、附帯設備を総合的に管理し、省エネルギーに努めるとともに、安全性、快適性を確保し、来院者や職員が安心して受診、診療ができるよう、施設・設備管理業務及び清掃業務、警備業務を計画的かつ効率的に遂行し、病院機能を充実させることを目的とする。

本実施要領は、建物総合管理業務を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、プロポーザルへの参加要件や審査・評価方法などの諸条件や手続き等について定めるものである。

2 概要

(1) 委託名

横浜市立市民病院建物総合管理業務委託

(2) 履行場所

横浜市神奈川区三ツ沢西町1番1号

(3) 委託内容

横浜市立市民病院における建物総合管理業務

詳細は別紙「要求水準書」のとおり。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 概算業務価格（上限）

金1,592,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした事業者が参加意向申出書を提出することができ、参加資格確認結果の通知により参加の許可を受けることとする。

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から開札の日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）の営業種目において「建物管理（A 庁舎・事務所等清掃、B 電気、機械運転監視、C 病院清掃、Z その他）」、「警備（A 人的警備）」、「消防設備保守（A 消防設備保守）」、「機械設備保守（A 空調）」すべてに登録が認められているものであること。
- (4) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）の所在地区分が「市内」または「準市内」であること。

- (5) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 13 及び 15 に掲げる条件をすべて満たしていること。
- (6) 病床数 400 床以上を有する病院で、過去 5 年以内に設備・清掃・警備の 3 業務を 1 年以上継続して履行した実績を有する者であること(令和 8 年 3 年 31 日までの履行予定のものを含む)。それぞれの業務実績は、同一年度・同一病院である必要はない。

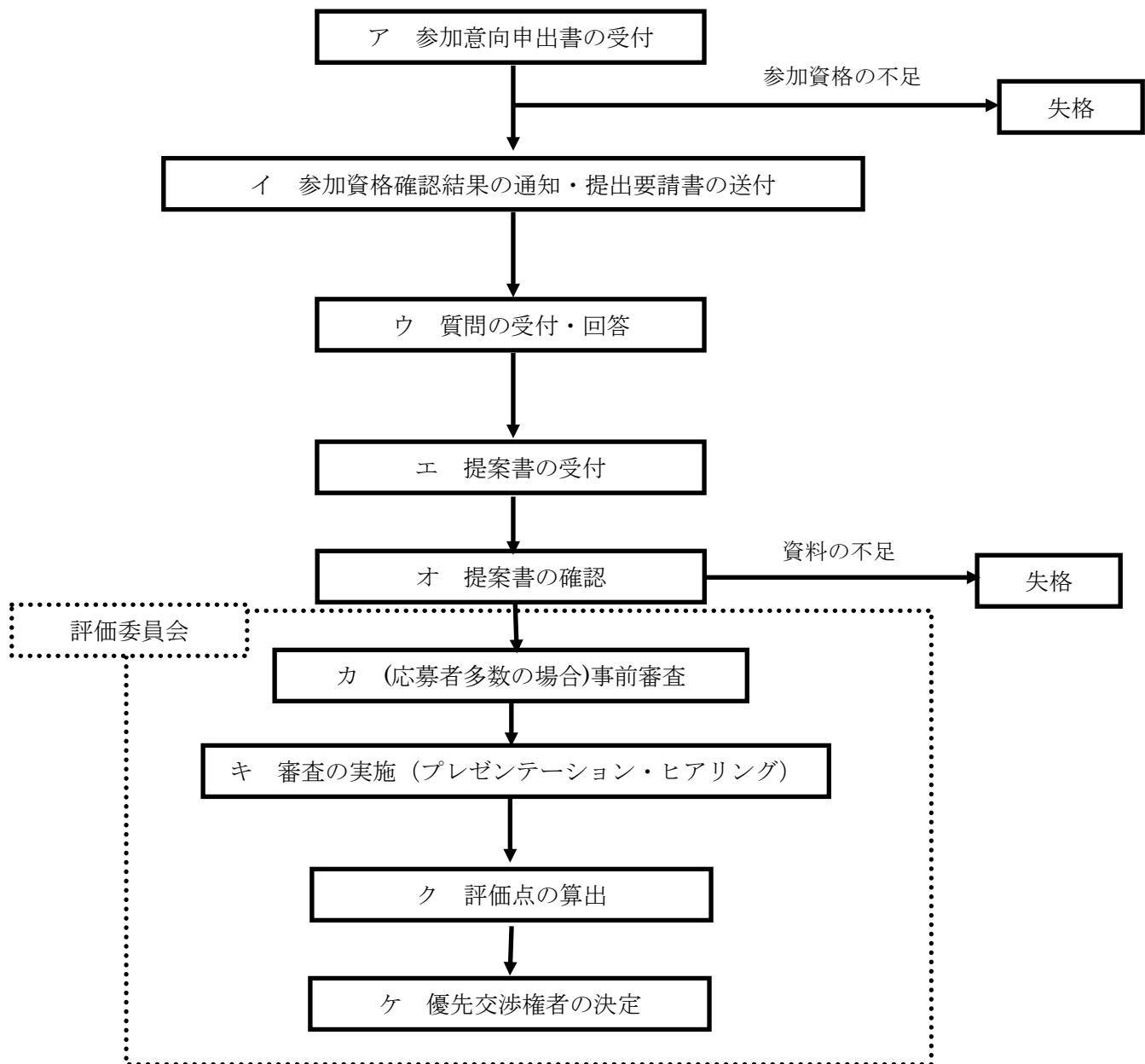
5 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定の流れ

公募により提案者から提出された書類をもとに、提案者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、評価委員会において総合的に審査・評価を行い、審査の結果、第 1 位を優先交渉権者、第 2 位を次点者として選定する。

ただし、参加事業者が多数の場合は、企画提案書等の内容による事前審査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を 4 社程度に限定することがある。

なお、評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。



(2) 審査の実施（プレゼンテーション・ヒアリング）

① 開催日時等

- 開催日時 : 令和7年11月20日（木）（予定）
 最初の参加者は午前9時30分から（予定）
 開催場所 : 横浜市立市民病院 管理棟4階 講堂（予定）
 横浜市神奈川区三ツ沢西町1番1号
 出席者 : 説明者を含め3名以内
 説明時間 : 提案内容の説明 15分程度、質疑応答 10分程度
 その他 : プロジェクターは委託者が準備する。

② プrezentationおよびヒアリングの留意事項

- ・ プrezentation及びヒアリングで求める内容は、提案書等の説明、内容・表現を補足するための追加説明及び委員からの質疑に対する回答とする。また、質疑に対して回答した内容は、提案に含めるものとする。

- ・ 作成した説明用資料をパソコンで持込みすることは可とする。なお、説明会場において、持込みパソコンによるインターネットへの接続はできない。
 - ・ 上記の説明用資料を使用して説明した場合、その説明用資料を CD-R 若しくは DVD-R にて当日提出すること。
 - ・ 出席者には、統括責任者となる予定の者を含み、委託者からの質問に対しては、その者が答えることが望ましい。
- ③ 提案者に対し、結果通知書（様式 7）を送付する。優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、結果通知書に理由を付して通知する。

（3）選定基準

「横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 優先交渉権者選定基準」のとおり。

（4）優先交渉権者及び次点者の選定

評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定し、次に評価点の高い提案者を次点者として選定する。評価点の最も高い提案を出した者が 2 者以上ある場合は、別紙「横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 優先交渉権者選定基準 3 評価点の内容（2）評価項目と配点」のうち細項目「業務運営の考え方」「品質管理への取組」「総合管理業務への提案」「業務実績」「効率的・効果的な運用」の評価点数の合計点が最も高い者を選定することとする。それでもなお、同点数となった場合は、委員長を除いた評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。この票数が同点になった場合には委員長の判断により決定する。

審査において、評価委員の半数以上が評価項目のうちいずれかを E 評価とした場合、評価委員のいずれかが評価項目のうちいずれかを Z 評価とした場合、または総点数が 1680 点に満たなかった場合、当該事業者は選定対象事業者を外れることとする。

（5）選定結果の公表

提案者、評価基準、評価委員会の開催経過については、横浜市医療局病院経営本部のホームページにて公表予定。

（6）その他

提出された参加意向申出書及び提案書に関し、委託者から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

6 参加意思表明の方法

「横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 提案書等作成要領」のとおり。

7 配布資料及び取得方法

（1）配布資料

- ・ 横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領
- ・ 横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 優先交渉権者選定基準
- ・ 横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 提案書等作成要領
- ・ 横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 様式集

・横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 要求水準書

(2) 取得方法

資料は、横浜市入札ホームページからダウンロードして使用すること。なお、資料については、本事業の提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

【横浜市入札ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/itaku/byoin/>

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーション等の開始時刻に遅れた場合、又はプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (4) 本プロポーザルの手続き期間中に、横浜市から指名停止を受けた場合
- (5) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、本条において、「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である場合
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある場合
- (8) その他、本要領に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

9 参加の辞退

参加意向申出書を提出した後に参加を辞退する場合は、別添様式 8-5「参加辞退届出書」を提出すること。

10 契約の締結について

- (1) 5 により選定された優先交渉権者と委託者で、要求水準書及び提案書等に基づき業務運営計画を協議したうえで、契約を締結することとする。
- (2) 優先交渉権者と委託者の間で、当該協議が不調となった場合、または、提案において虚偽、不正又は違反が認められ、契約締結に至らなかった場合は、次点者と(1)の協議及び契約締結を行うことがある。
- (3) (1)の協議の結果、契約に至らなかった場合は、委託者は一切の損害賠償の責めを負わない。

11 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 公募型プロポーザルの参加に係る経費は、提案者の負担とし、委託者はその一切を負担しない。
- (3) 公募型プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものである。業務仕様については優先交渉権者特定後に詳細を決定する。
- (4) 提案書等に記載された担当者等は業務完了まで継続することが望ましい。変更する場合は委託者との事前協議のうえで決定とする。
- (5) 提出された一切の書類は返却しない。
- (6) 提出後の書類の加除修正、差し替えおよび再提出は認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微な場合で、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- (7) 書類提出後、委託者の判断で補足資料等の提出を求める場合がある。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。
- (9) 郵送により書類を提出する場合は受付期間中必着とし、郵便事故等のリスクは提案者の負担とする。
- (10) 提出書類は、優先交渉権者を選定するための資料であり、委託者・提案者は無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用してはならない。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づく開示請求があった場合は、提出書類を原則公開することとする。
- (11) 提出書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。ただし、選定を行う作業に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
また、委託者が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (12) 委託者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的に使用してはならない。
- (13) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象となっている実施方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- (14) 提案者が1者の場合も、本プロポーザルは有効である。
- (15) 本件に係る予算が成立しない場合は、本件を無効とする場合がある。この場合においても、提案書作成等準備行為に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

12 募集及び選定のスケジュール

日程	内容
令和7年9月12日（金）	公募開始
令和7年9月26日（金）	参加意向申出書の提出期限
令和7年10月3日（金）	参加資格確認結果の通知、提出要請書の送付
令和7年10月10日（金）	質問書の提出期限
令和7年10月17日（金）	質問書の回答日
令和7年11月7日（金）	提案書の提出期限
令和7年11月20日（木）（予定）	審査（プレゼンテーション・ヒアリング） 優先交渉権者の選定
令和7年12月（予定）	最終結果通知・公表

13 参考（病院の事業規模等）

- (1) 病床数 650 床
- (2) 敷地面積 29,260.82 m²
延床面積 79,612.59 m²
- (3) 外来患者数 1,350 人程度／日
- (4) 入院患者数 595 人程度／日
- (5) 外来診療日
月曜日から金曜日（ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く）
救急患者については24時間365日受入れ
- (6) 職員数〔令和7年3月時点〕
職種別職員数（非常勤を含む）
約1,660人
(医師270人、看護職920人、薬剤師60人、医療技術職200人、事務職他210人)

14 特記事項

本案件は、令和8年3月31日までに債務負担行為に係る契約であることが横浜市会において議決されることを停止条件とします。なお、横浜市会において予算の議決がなされないとときは、契約は成立しません。

15 本件に関する問い合わせ先

横浜市立市民病院 総務課施設管理担当
電話：045-534-3615（直通）
電子メールアドレス：by-sh-shisetsu@city.yokohama.lg.jp